

公安委員会	十代目酒梅組の指定の確認	令和5年4月27日
説明資料No. 1	について	刑事局

1 概要

令和5年3月17日、大阪府公安委員会から十代目酒梅組に係る指定暴力団としての指定についての確認請求書の提出を受けた。審査専門委員の意見聴取を経て、指定の要件に該当する旨の確認を行うもの。

※ 十代目酒梅組(主たる事務所:大阪府、代表する者:李^り正^{まさ}秀^{ひで}、構成員:約20人)

2 指定の要件に該当すると認める理由

(1) 実質目的要件（暴力団対策法第3条第1号）該当性

十代目酒梅組は、次のとおり、資金獲得活動のため、その威力を暴力団員に利用させ、又は利用することを容認することを実質上の目的とするものと認められる。

○ 威力を利用した資金獲得活動の状況

前回指定の効力発生日以降、同団体の暴力団員は、同団体の威力を利用した資金獲得活動に伴う貸金業法違反、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律違反、大麻取締法違反等により検挙され、又は暴力的要求行為により中止命令を受けている。

(2) 犯罪経歴保有者要件（同条第2号）該当性

十代目酒梅組の全暴力団員の数に占める犯罪経歴保有者数の比率が、暴力団対策法施行令で定める比率を超えている。

(3) 階層組織性要件（同条第3号）該当性

十代目酒梅組は、代表する者の統制の下、運営を支配する地位、他の暴力団員に指示又は命令をすることができる地位及びその他の地位の各階層を有し、階層的に構成されている一つの団体である。

公安委員会 説明資料No. 2	「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」及び「古物営業法施行規則の一部を改正する規則案」について	令和5年4月27日 刑事局 生活安全局
--------------------------------------	---	---

1 概要

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号）及び古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）の一部改正を行うもの。

2 改正案の概要

(1) 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第49条の規定により電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）が改正され、これまで、記録先がマイナンバーカードのみに限定されていた署名用電子証明書が、新たにスマートフォンにも搭載できるようになることを踏まえ、移動端末設備用署名用電子証明書（スマートフォンに搭載された署名用電子証明書）の送信を受ける方法を、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則上の本人確認方法の一つとして規定する。

(2) 古物営業法施行規則の一部を改正する規則案

上記2(1)のとおり、署名用電子証明書が新たにスマートフォンにも搭載できるようになることを踏まえ、移動端末設備用署名用電子証明書の提供を受ける方法を古物営業法施行規則上の本人確認方法の一つとして規定する。

3 意見公募手続の実施結果

本改正案について、令和5年3月10日から令和5年4月8日までの間、意見公募手続を実施した結果、「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」に対する質問・意見は5件、「古物営業法施行規則の一部を改正する規則案」に対する質問・意見は2件であった。

4 施行期日

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第49条の規定の施行の日（令和5年5月11日）

公安委員会	令和5年春の全国交通安全運動	令和5年4月27日
説明資料No. 3	の実施について	交 通 局

1 実施期間

5月11日(木)から同月20日(土)までの10日間

2 主催

内閣府・警察庁等10府省庁、都道府県、市区町村、関係13団体

3 運動重点

- こどもを始めとする歩行者の安全の確保
- 横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上
- 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

4 運動重点に関連する交通事故の特徴

- (1) こども(幼児・児童)に関連する交通事故
 - 状態別死者・重傷者では、幼児・児童ともに約6割が歩行中
 - 幼児・児童の死者・重傷者は6月にかけて増加傾向
 - 歩行中の幼児・児童の死者・重傷者の特徴は以下のとおり
 - ・ 時間帯別では、幼児・児童ともに平日の16時～17時台が最も多い
 - ・ 法令違反別では、幼児・児童ともに飛出しが最も多い
 - ・ 事故類型別では、横断中が、幼児は約6割、児童は約8割となっている。全年齢に比べ、幼児・児童は横断歩道以外横断中の割合が高い
- (2) 横断歩行者に関連する交通事故
 - 横断歩道横断中死亡事故件数は対前年で増加
 - ・ 車両等のほぼ全てに法令違反があり、横断歩行者妨害が約6割
 - ・ 歩行者にも約4分の1に違反あり
- (3) 自転車に関連する交通事故
 - 自転車関連事故は2年連続で増加
 - 児童・生徒の自転車乗用中死者・重傷者は6月にかけて増加傾向
 - 自転車乗用中死者数のうち、事故類型別では出会い頭が約4割と最も多く、自転車の約7割に法令違反あり
 - 自転車乗用中死者の約6割が頭部を損傷しており、ヘルメット非着用の致死率は着用の約2.6倍

5 警察における重点的取組

- 幼児・児童等に対する横断方法等の交通安全教育の推進、通学時間帯等における保護・誘導活動の強化
- 自動車運転者に対する歩行者優先義務等の指導啓発、生活道路等における横断歩行者妨害等の取締り
- 全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の促進と交通ルール遵守の周知徹底、悪質違反者の取締り